2．全ての国家は、安全保障理事会により、個別の案件に応じ、事前に承認されることを条件として、以下の活動に参加し、及び以下の活動を許可することができる。

(a)ＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．12／Ｐａｒｔ１及びＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．９／Ｐａｒｔ２（又は、安全保障理事会により更新された最新版）に掲げる全ての品目、資材、機材、物品及び技術並びにＪＣＰＯＡに一致しない再処理活動、濃縮関連活動及び重水関連活動に貢献し得ると国家が決定する全ての品目の自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための、自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない直接若しくは間接の供給、販売又は移転

(b)前述の(a)に記載されている品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造又は使用に関連する、イランに対するあらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスの提供、及び金融資産又はサービスの移転

(c)ウランの鉱業又はＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．12／Ｐａｒｔ１に記載される核物質及び技術の生産若しくは使用に関する他国での商業活動における利益のイランによる取得、並びに自国の管轄権の及ぶ領域におけるイラン、その国民、イランにおいて設立された若しくは同国の管轄権に服する団体、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による投資

ただし、ＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．12／Ｐａｒｔ１のＢ．１の対象とされている機材であって軽水炉のための機材である場合、ＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．12／Ｐａｒｔ１のＡ．１．２の対象とされている低濃縮ウランであって軽水炉のための核燃料要素の集合体に組み込まれている場合、及びＩＮＦＣＩＲＣ／二五四／Ｒｅｖ．９／Ｐａｒｔ２に規定されている品目、資材、機材、物品及び技術であって軽水炉においてのみ使用される場合におけるイランに対する提供、販売又は移転は、安全保障理事会による事前の承認は必要としない。

上記の(a)の規定に従って安全保障理事会によって承認された、又は、上記に規定された例外に従って供給、販売、若しくは移転されたあらゆる品目、資材、機材、物品及び技術に関し、国家は、以下を確保しなければならない。

(a)必要に応じ、参照されたＩＮＦＣＩＲＣに規定されたガイドラインの要求を満たしていること

(b)国家が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地について検証する権利を得ていること及びこのような権利を効果的に行使する立場にあること

(c)国家が、供給、販売又は移転について十日以内に安全保障理事会に通知すること

(d)参照されたＩＮＦＣＩＲＣに記載されている品目、資材、機材、物品及び技術が供給された場合には、国家が供給、販売又は移転後十日以内にＩＡＥＡに通知すること

また、安定的な同位体製造のためのフォルド施設の二つのカスケードに必要な改良、天然ウランとの引き替えに、イランの三百キログラムを超過する濃縮ウランの輸出、アラク原子炉の合意された概念上の設計及びそれに続く合意された最終設計に基づく同原子炉の近代化に直接関連する品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売若しくは移転、及び、関連する技術援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスの提供に関し、加盟国は、以下を確保することを条件として、安全保障理事会の事前の承認は必要としない。

(a)全てのこのような活動がＪＣＰＯＡに則って厳格に実施されていること

(b)このような活動の十日前に、安全保障理事会及び合同委員会に対し通知すること

(c)必要に応じ、参照されたＩＮＦＣＩＲＣに規定されたガイドラインの要件を満たしていること

(d)国家が、供給された品目の最終用途及び最終使用地について検証する権利を得ていること及びこのような権利を効果的に行使する立場にあること

(e)参照されたＩＮＦＣＩＲＣに記載されている品目、資材、機材、物品及び技術が供給された場合には、国家が供給、販売又は移転後十日以内にＩＡＥＡに通知すること

この規定は、ＪＣＰＯＡに規定されているように、ＪＣＰＯＡの採択の日から十年後の日まで適用する。ただし、ＩＡＥＡが、当該日までに拡大結論を確認する報告書を提出する場合には、安全保障理事会による事前の承認を取得するという要件は即時に停止されるものとし、この停止の開始日から、この規定に定める例外の適用は継続され、全ての国家は、個別の案件に応じ、安全保障理事会及び合同委員会に、少なくともその活動の十営業日前に通知することにより、この規定に定める活動に参加し、及び許可することができる。

3．イランは、ＪＣＰＯＡの採択の日から八年後の日又はＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルに関するいかなる活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）も実施しないことを要請される。

4．全ての国家は、安全保障理事会が個別の案件に応じてこれらの活動を許可することを事前に決定することを条件として、以下の活動に参加、及び許可することができる。

(a)文書Ｓ／二〇一五／五四六に掲げる全ての品目、資材、機材、物品及び技術及び、核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると国家が決定するあらゆる品目、資材、機材、物品及び技術の自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための、自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転、

(b)イランに対するあらゆる技術若しくは技術支援、訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスの提供、及び金融資産又は金融サービスの移転、若しくは、この３の規定の(a)に記述された、又は３の規定に記載された活動に関連する品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、イランの他国におけるあらゆる商業活動における利益の取得

ただし、安全保障理事会が事前の承認を行う場合には、(a)これらの品目の運搬及び援助に関する契約は、最終使用者の適切な保証を含有していなければならず、かつ、(b)イランは、核兵器運搬システムの開発のためにこれらの品目を使用しないことを約束しなければならない。

この規定は、ＪＣＰＯＡの採択の日から八年後の日又はＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで適用する。

5．全ての国家は、安全保障理事会が、個別の案件に応じて事前に承認すると決定することを条件として、自国の領域からの若しくは領域を通じた、又は、自国民若しくは自国の管轄の下にある個人による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための、国際連合軍備登録制度上定義されたあらゆる戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル若しくはミサイル・システム又は予備部品を含む関連物資の供給、販売若しくは移転並びに武器及びこの規定に記述された関連物資の供給、販売、移転、製造、維持若しくは使用に関する技術訓練、金融資産又は金融サービス、助言、その他のサービス又は援助の自国民による又は自国の領域からの若しくは領域を通じた、イランに対する提供に参加し、及び許可することができる。

この規定は、ＪＣＰＯＡの採択の日から五年後の日又はＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告を提出する日のいずれか早い方の日まで適用する。

6．全ての加盟国は、

(a)２、４及び５の規定に定めるいかなる行為も、これらの規定の関連する文言にのみ従い、自国の領域において、又は、自国の管轄の下にある国民又は個人を関与させ、若しくは自国の旗を掲げる船舶又は航空機を関与させて生じることを確保するために、及び、これらの規定と相容れないいかなる行為も防止し禁止するために、ＪＣＰＯＡの採択の日から十年後の日まで、若しくは、ＩＡＥＡが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、必要な措置をとる。